

【令和3年度】

島根県介護施設等集団指導

島根県健康福祉部高齢者福祉課

<目次>

1. 令和3年度介護報酬改定で経過措置が設けられている事項（P3～P7）
2. 事務負担軽減のための取組み（P8～P9）
3. 実地指導における主な指摘事項（P10～P13）
4. サービス別留意事項（P14～P19）
5. その他（P20）

1. 令和3年度介護報酬改定で 経過措置が設けられている事項

＜原則、全サービス共通＞

(感染症対策の強化) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆介護サービス事業者に、感染症の発生及びまん延防止等に関する取組の徹底を求める観点から、以下の取組を義務付ける。
 - ・施設サービスについて、従前の基準において実施することとされていた「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」等に加え、訓練（シミュレーション）を実施すること。
 - ・その他のサービスについて、「委員会の開催」「指針の整備」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」等に取り組むこと。

(業務継続に向けた取組の強化) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

- ◆感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、「業務継続に向けた計画等の策定」「研修の実施」「訓練（シミュレーション）の実施」を義務付ける。

<参考> 厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html

⇒BCPを解説する動画やサービス種別ごとの留意点なども掲載されていますので、ぜひご覧ください。
また、国が示すBCPのひな形を島根県ホームページや厚生労働省HPに掲載されておりますので、作成にあたっては参考にしてください。

（認知症への対応力向上に向けた取組の推進） ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

＜人員基準上で資格を有しない者が想定されていない訪問系サービス（訪問入浴を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く、全サービス共通＞

◆介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、「認知症介護基礎研修」を受講するための措置を義務付ける。 ⇒新入職員（中途採用職員）については、入職から1年間の猶予期間を設ける。

【認知症介護基礎研修受講の義務付けとならない資格】

看護師 / 准看護師 / 介護福祉士 / 介護支援専門員 / 実務者研修終了者 / 介護職員初任者研修終了者
生活援助従事者研修 / 介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程1級・2級課程修了者 / 医師 /
社会福祉士 / 歯科医師 / 薬剤師 / 理学療法士 / 作業療法士 / 言語聴覚士 / 精神保健福祉士 /
管理栄養士 / 栄養士 / あん摩マッサージ師 / はり師 / きゅう師 等

（ハラスメントの防止のための取組の推進）

※中小企業（資本金5,000万円以下又は常時使用する従業員が100人以下の企業）の場合は令和4年4月1日から義務化

◆職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

【事業者が講ずべき措置の具体的内容】

- a.事業者の方針等の明確化及びその周知・啓発 ⇒ ハラスメントに関する方針を明確化し、従業者に周知・啓発すること
- b.相談に応じ適切に対応するために必要な体制の整備 ⇒ 相談に応じる担当者をあらかじめ定め、相談窓口を設置し、労働者に周知すること

(虐待防止のための取組の推進) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

◆施設・事業所の運営についての重要事項に関する規定（運営規程）において、「虐待の防止のための措置に関する事項」を盛り込まなければならない。

◆虐待の発生又は再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。

- a.虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果を従業者に周知徹底すること
- b.虐待防止のための指針を整備すること
- c.介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施すること
- d.虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(栄養管理) ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化 <施設サービスに限る>

◆入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した生活を営むことができるよう、各入所者に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

【入所者ごとの栄養管理のための取組】

- a.施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること ⇒ 施設サービス計画との整合性を図ること
- b.栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- c.栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

<参考>「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」第4 (https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

（口腔衛生の管理） ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化 <施設サービスに限る>

◆入所者の口腔の健康保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

【入所者ごとの口腔衛生管理のための取組】

- a. 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対する口腔衛生の管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上行うこと。
- b. 技術的助言及び指導に基づき、以下の事項を記載した口腔衛生の管理体制に係る計画を作成するとともに、必要に応じて、定期的に見直しを行うこと。

⇒①助言を行った歯科医師

②歯科医師からの助言の要点

③具体的方策

④当該施設における実施目標

⑤留意事項・特記事項

<参考> 「リハビリテーション・個別機能訓練, 栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」 第7

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00034.html)

※歯科医療機関との契約等が必要になると考えられますので、経過措置期間中に早めのご用意をお願いします。

2. 事務負担軽減のための取組み

＜令和3年度報酬改定において示された事項＞

(利用者への説明・同意等に係る見直し)

◆利用者の利便性向上や介護サービス事業者の業務負担軽減の観点から、利用者等への説明及び同意について、以下の通り見直しを行う。【省令改正・通知改正】

◆書面で説明・同意等を行うものについて、電磁的記録による対応を原則認めることとする。

⇒電子署名や同意の意思をメール等で示された場合、それらの保管により書面による署名・押印に代えることができる。

＜参考＞ 法務省HP（押印についてのQ&A）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

(運営規程等の掲示に係る見直し)

◆介護サービス事業者の業務負担軽減や利用者の利便性の向上を図る観点から、運営規程等の重要事項について、事業所の掲示だけでなく、閲覧可能な形でファイル等を備え置くことも可能とする。【省令改正】

(員数の記載について) ※介護老人保健施設及び介護医療院を除く

◆運営規程や重要事項説明書に記載する従業員の「員数」について、人員基準を満たす範囲内において、「〇〇人以上」と記載することも可能とする。また、運営規程における「従業者の職種、員数及び職務の内容」について、変更の届出は年1回で足りることとする。（現行通り）

3. 実地指導における主な指摘事項

(令和2年度・令和3年度実施分を主にまとめたもの)

(居宅系サービス)

<指摘の多かった事項> ※指摘件数の多かったものを掲載しています。
その他の指摘事項につきましては、資料編をご覧ください。

- ・重要事項説明書の記載内容が運営規程で定められている内容と一致していない。
- ・医療費控除の対象となるサービスを利用している利用者に対して、医療費控除対象額の記載された領収書を交付していない。
- ・提供するサービスについて質の評価を行っていない。また、評価は実施しているが、その結果に基づく改善の取組が実施されていない。
- ・個別サービス計画の作成にあたり、事業所としてのアセスメントが実施されていない。
(ケアプラン作成時のアセスメントをそのまま流用している)
- ・個人情報の利用の同意について、利用者およびその家族等から同意を得ることとされているが、一部利用者について、どちらか一方のみの同意しか得ていない。
- ・重要事項説明書や個人情報の利用など、利用者の同意は得ているが、同意した日付の記載がない。

(居宅系サービス)

- ・従業者の日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にした勤務表を作成していない。特に併設する他の事業所と兼務する職員の勤務時間が明確にされていない。
- ・サービス提供体制強化加算（特定事業所加算）を算定している事業所において、届出以降も職員割合の計算を行い、算定要件を満たしていることを確認した書類を整備していない。
（加算区分に変更がないと思われる場合も確認をすること）
- ・非常災害計画の作成について、事業所の立地等を考慮した具体的な避難計画が定められていない。
（消防計画しか作成されていない、避難誘導體制が定められていない等）

<過誤調整となった事例>

- ・通所系サービスにおいて、送迎を行わなかった日があるにもかかわらず減算を行っていなかった。

※更に詳細な資料を別途用意しています。

(施設系サービス)

<指摘の多かった事項>

- ・身体拘束の適正化、高齢者虐待防止、事故発生防止等の職員研修について、研修を実施したことが分かる記録の整備が十分にされていない。(資料だけの保管であり、「いつ」開催され、「誰が」参加したのか、参加出来なかった職員にはどのように研修内容を周知したか等が不明となっていた。)
- ・現在算定していない加算について、取り下げの届出がされていない。
- ・やむを得ず実施する身体拘束について、入所者の心身の状態の分析や委員会でやむを得ないと判断された理由、経緯の記録が不十分であった。
- ・日常生活継続支援加算を算定している施設において、算定要件を満たしていることを定期的に確認していない。
- ・非常災害に関する具体的な計画について、火災や地震等の個別事例に関する計画が策定されていない。

<過誤調整となった事例>

- ・看護体制加算を算定している施設において、算定要件を満たしているかどうか確認されておらず、要件を満たしていない月があった。
- ・個別機能訓練加算を算定している施設において、機能訓練指導員の配置要件を満たしていなかった。

4. サービス別留意事項

（施設系サービス共通）【介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院】

＜安全管理体制未実施減算：1日につき5単位の減算＞ ※令和3年9月30日まで適用しない

運営基準に定められている以下の事項について取組が実施されておらず、基準を満たさない場合に減算する。

- ①事故発生防止のための指針の整備
- ②事故等が発生した場合の報告や事例分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること
- ③事故発生防止のための委員会及び従業者に対する研修を定期的を実施すること
- ④事故発生防止等の措置を適切に講じるための担当者を置くこと

＜栄養管理に係る減算：1日につき14単位の減算＞ ※令和6年3月31日まで適用しない

人員基準に定める栄養士又は管理栄養士の配置基準を満たさない場合、及び、運営基準に定められている以下の事項について取組が実施されておらず、基準を満たさない場合に減算する。

- ①施設入所時に栄養状態を把握し、多職種（医師・介護支援専門員・管理栄養士・看護師等）が連携して入所者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成すること
- ②栄養ケア計画に従い、管理栄養士が栄養管理を行うとともに、入所者の栄養状態を定期的に記録すること
- ③栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて計画を見直すこと

(介護老人福祉施設)

<LIFEの活用が必要な加算について>

「褥瘡マネジメント加算」、「排せつ支援加算」については、LIFEの活用が必須となっており、LIFEの活用がない場合は、令和4年3月31日までは従前通り加算の算定ができるが、それ以降は算定が不可となる。

<運営基準に定める栄養管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

介護老人福祉施設の人員基準上は、「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、必ずしも管理栄養士の配置を必須とする訳ではない。(栄養士の配置で可)

また、入所定員が40人を超えない施設にあっては、他の社会福祉施設等と連携を図ることにより効率的な運営が期待できる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、栄養士又は管理栄養士を置かないことができるとされている。

一方で、運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、管理栄養士の関与(栄養管理)が必要とされているため留意すること。栄養士のための配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を施設内に置かないことができる施設については、外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

(介護老人保健施設)

<LIFEの活用が必要な加算について>

「褥瘡マネジメント加算」、「排せつ支援加算」については、LIFEの活用が必須となっており、LIFEの活用がない場合は、令和4年3月31日までは従前通り加算の算定ができるが、それ以降は算定が不可となる。

<運営基準に定める栄養管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

入所定員100人以上の施設は「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、常勤職員1以上の配置が必要。ただし同一敷地内の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合は兼務職員を充ててもよい。入所定員が100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきとされている。(サテライト型老健等例外あり)

運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、管理栄養士の関与（栄養管理）が必要とされているため留意すること。栄養士のためのみの配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を施設内に置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

<令和3年10月からの在宅復帰・在宅療養支援等指標>

- ・居宅サービス実施数に係る指標において、訪問リハビリテーションの比重が高くなった
- ・リハビリテーション3職種の配置を評価
- ・基本型以上について、医師の詳細な指示に基づくリハビリテーションを明確化

(介護医療院)

<LIFEの活用が必要な加算について>

「排せつ支援加算」については、LIFEの活用が必須となっており、LIFEの活用がない場合は、令和4年3月31日までは従前通り加算の算定ができるが、それ以降は算定が不可となる。

<運営基準に定める栄養管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

入所定員100人以上の施設は「栄養士又は管理栄養士1以上」とされており、常勤職員1以上の配置が必要。

ただし同一敷地内の病院等の栄養士又は管理栄養士がいることにより栄養管理に支障がない場合は兼務職員を充ててもよい。入所定員が100人未満の施設においても常勤職員の配置に努めるべきとされている。

運営基準に定める栄養管理については、定員規模に関わらず、管理栄養士の関与（栄養管理）が必要とされているため留意すること。栄養士のみの配置となっている施設、及び、栄養士又は管理栄養士を施設内に置かないことができる施設については、併設施設や外部の管理栄養士の協力により行うこととされている。

※これまで栄養士又は管理栄養士が病院と兼務している場合

栄養マネジメント加算×→経口移行加算又は経口維持加算×

報酬改定後⇒兼務であっても栄養管理に係る減算に該当しない→経口移行加算又は経口維持加算○

<運営基準に定める口腔衛生の管理について> ※令和6年3月31日までは努力義務、それ以降は義務化

口腔衛生の管理に当たっては、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、施設の介護職員に対して口腔衛生管理に係る技術的助言及び指導を年2回以上実施することが必要である。

よって、歯科医療機関との契約業務を行うなど準備が必要となることに留意すること。

(特定福祉用具販売)

令和3年12月8日に行われた第204回社会保障審議会介護給付費分科会において、排泄予測支援機器が特定福祉用具販売の種目として追加されることが認められました。

本種目の追加に備えて、事業所において適切に準備を進めてください。

取り扱われる事業所の方については、運営規程の取扱い種目に、排泄予測支援機器を追加する必要があります。運営規程に関する変更届を提出いただくご準備をお願いいたします。

(参考資料)

[介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会の資料
厚生労働省掲載ページ](#)

5. その他

(指定に関する様式の改正について)

令和3年3月30日付け「指定居宅サービス事業所、介護保険施設、指定介護予防サービス事業所、指定地域密着型サービス事業所、指定地域密着型介護予防サービス事業所及び指定居宅介護支援事業所の指定に関する様式例について（その2）」（介護保健最新情報Vol.956）に基づき、様式改正について準備中です。（令和4年4月1日施行予定）
現段階で届出等の準備をしておられる事業所にあっては、改正前の様式で差し支えありません。

【参考 厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/other/index.html